

周南市景観計画(改定素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第3章 4. 屋外広告物に関する行為の制限(P76) 第4章 3. 推進施策の内容(P102)	夜間景観において、交通安全対策上、必要な光と不必要な光を区別し、個人設置の看板等による車のライトの反射などを防ぐため、「屋外広告物に関する行為の制限」もしくは「夜間景観」について追加し、多角的な配慮を促すべき。	ご意見を踏まえ、屋外広告物における、景観の保全に関する課題や、景観を適切に保全するための施策の方向性として、屋外広告物による光に関する記載を追記します。
2	第3章 4. 屋外広告物に関する行為の制限(P76) 第4章 3. 推進施策の内容(P102)	照明のLED化に伴い、ホテルや店の看板による夜間の過剰な照明は、周辺住民の生活環境や健康に影響を与え、夜間景観を損なうため、光害対策として点灯時間の規制といった配慮を求める。	ご意見を踏まえ、屋外広告物における、景観の保全に関する課題や、景観を適切に保全するための施策の方向性として、屋外広告物による光に関する記載を追記します。
3	その他	貴市ホームページにて5月25日および26日に資料の修正・差し替えが行われた件について、パブリックコメント実施に際し、資料再確認や最終確認が十分に行われたのか。 今回の資料訂正・差し替えが必要となった具体的な理由、そしてこの不手際について、何らかの責任を負った者がいるのかどうか、説明を求める。	資料の修正・差し替えにつきましては、市民の皆様にお手数をおかけしたことをお詫び申し上げます。 資料については、担当部署及び関係部署において複数回の確認を実施しておりましたが、公開後に図の一部に間違いがあることが判明したことから、資料の差し替えを行いました。本件については、資料作成時やパブリックコメント開始前の確認体制が不十分であったと認識しており、今後はチェック体制を強化し、再発防止に努めます。本件は組織全体の課題として改善に取り組み、特定の職員への処分は行っておりません。